

不動産特定共同事業法施行令及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政
令案要綱

第一 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限及び国土交通大臣の権限の一部を財務局長等及び地方整
備局長等に委任するものとする事。

(本則第一条関係)

第二 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限及び国土交通大臣の権限の一部を財務局長等及び地方整
備局長等に委任するものとする事。

(本則第二条関係)

第三 施行期日

この政令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

第四 不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置

一 この政令の施行前に不動産特定共同事業法（二において「法」という。）第十条、第十一条第一項、第三十三条又は第四十条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対してした届出又は提出は、相当の財務局長等又は地方整備局長等に対してした届出又は提出とみなすこととする。

二 この政令の施行前に法第十条、第十一条第一項、第三十三条又は第四十条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対し届出又は提出をしなければならない事項で、この政令の施行前に当該届出又は提出がされていないものについては、これを、これらの規定により財務局長等又は地方整備局長等に対して届出又は提出をしなければならない事項について当該届出又は提出がされていないものとみなして、法の規定を適用することとする。

（附則第二条関係）